

● 申し込みから終わりまでの手続き

①松戸市下水道指定工事店の選定

松戸市下水道指定工事店（以下指定工事店）の選定をします。水洗便所改造資金貸付制度を利用する旨を、選定した指定工事店へ伝えてください。

②改造資金貸付申請書の提出

添付書類を揃え、提出してください。

③申請者と下水道維持課職員との面談

市役所に来庁していただきます。

④貸付適否の審査 ★

提出された申請書をもとに、審査を行います。

⑤貸付決定 ★

審査により貸付が決定しましたら貸付決定通知書を送付します。（併せて、口座振替の場合は、口座振替依頼書を送付しますので、千葉銀行へ提出をお願いします。）

⑥工事着工・完成

貸付決定通知日から3か月以内に工事に着手してください。

⑦排水設備工事の検査 ★

指定工事店が立ち合い、市職員が現場検査を実施します。

⑧貸付金額決定通知書の通知 ★

工事検査合格後、貸付金額決定通知書を送付します。

⑨請求書・借用証書等の提出

請求書・借用証書を提出してください。添付書類として申請者と連帯保証人の印鑑登録証明書が必要です。併せて指定工事店へ貸付金受領の委任状を提出してください。

⑩貸付金の振り込み ★

請求書・借用証書の受理後、貸付金を指定工事店に振り込みます。

⑪貸付の翌月から償還開始

資金を貸し付けした月の翌月末から毎月1万円を口座振替（または納付書払）でご返済いただきます。

… 申請者（指定工事店）が行うこと

★ … 松戸市が行うこと

※ 各書式については、松戸市のホームページよりダウンロード、または、窓口で配布しています。